

九

I-0650

0270

3
愛蔵
録
印
創
し

611.50543

收社第一二一號ノ二

昭和三年二月六日

社 會 局 長

外 務 次 官 殿



失業保護施設ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ大正七年十二月内務大臣ヨリ其ノ當時ノ救濟事業調査會ニ諮問セラレ同會長ヨリ答申有之中央及地方共ニ右答申ノ趣旨ニ從ヒ夫々施設相成タルコト、被存候尙又大正十二年九月二十一日附社發二部第一九七號ヲ以テ當時社會局長官ヨリ關東地方震災ニ因ル失業救濟ニ關スル各省次官會議ノ決議ヲ通告相成候ニ付從來貴省及ハ管轄諸官廳等ニ於テ土木其ノ他ノ官營事業ノ起興繰延又ハ繰上ヲ爲シ勞務ノ需給調節ヲ圖ル等夫々失業救濟ノ爲適切ナル措置ヲ講セラレタルコト、被存候處今般國際勞働事務局ヨリ照會ノ次第モ有之大正十二年以降

社 會 局

會計課

用 度

昭和參年貳月八日 接受

附屬書添附

又ハ夫以前ニ於テ施設セラレタル此等事業實施ノ狀況承知致度候條左記各事項調査ノ上來ル三月三十一日迄ニ御回報相成度

社 會 局

I-0650

記

一 官公營事業及官公庁用品、注文、或ル程度失業期逗留保ハハ
キ目ヲ多少トモ明カニ定メタル法規内規其他ノ定メ

二 官公營事業又ハ官公庁用品、注文、或ル程度失業期逗留保ハハ
付發議权ヲ有スル機關ノ種類

三 不況期ニ起興スヘキ官公營事業ノ財源トナル爲、好況期ニ於
テ準備金ヲ當局ガ積立ツルコトヲ得ルガ如キ措置、有無並

ニ斯ル措置ヲ採用セル場合ニ於テハ左記ノ事項

(一) 當該準備積立金ノ使用前ニ於ケル利用方法

(二) 當該準備積立金ノ利用ノ至濟的效果

四 官公營事業ニ関スル左ノ如キ措置、有無

(一) 至濟界ノ好況期ニ於テ後ノ不況期、爲ニ事業ヲ留保

シ置ク、目的ヲ以テスル既定計畫事業ノ繰延

(二) 失業期ニ於ケル既定計畫事業ノ繰上

(三) 失業期ニ於テ特ニ失業労働者ヲ救済スルノ目的ヲ以テ

為サレタル新規事業ノ起興

ナレ五 官公營既定計畫事業繰延場合ニ於テハ左記ノ事項

別表甲号参照

(一) 事業團體名

(二) 事業種目

(三) 事業豫定期間及繰上タル期間

(四) 事業至費豫算概算額

(五) 事業至費中労力費豫算概算額

(六) 就業労働者使用豫定人員總數

(七) 就業労働者日平均使用人員數

(八) 施行期繰延因リテ不利用トナリタル労働者利用、爲執リタル善後措
置方法

九 會計年度末ヲ超テ事業ヲ繰延タル場合ニ於ケル當該事業割當予算、處理方法

中 請負工事ノ中止又ハ延期殊ニ請負契約ノ取消又ハ変更ニ對シテ執リタル請負人、法律上ノ手段並ニ之ヲスル善後措置ニ方法

十 請負事業ノ延期ガ請負人又ハ之ニ材料ヲ供給スル會社等ノ財政狀態ニ及ボシタル顯著ナル影響

大官公營既定計出事業繰上ノ場合ニ於テハ左記事項(別表ニ號参照)

一 事業團體名

二 事業種目

三 事業豫定期間及繰上タル期間

四 事業経費實際支支總額

五 事業主費中労力費實際支支額

六 就業労働者實際使用人員總數

七 就業労働者日平均實際使用人員数

八 施行期ノ繰上ニ應ジ一層速ニ労働者ヲ募集スル爲執リタル善後措置方法

九 當該會計年度内ニ於テ事業ノ割當ナキ事業ノ施行期ノ繰上タル場合ニ於ケル資金ノ調達方法

十 至急繰上タル事業ノ資金カ課税又ハ借入ニ依リテ調達ナレタル場合其ノ金融市場ニ及ボシタル顯著ナル影響日

七 官公營事業ノ新規起興ノ場合ニ於テハ左記事項(別表丙表参照)

一 前項ニ同じ

三 事業実施期間

(四) (六) (八) 前項ニ同シ

(八) 事業ノ施行ニ應ジテ層速ニ労働者ヲ募集スル為執リタル善後措置方法

(九) 事業ノ施行ニ必要ナル資金ノ調達方法

(十) 事業ノ資金ノ課税又ハ借入ニ依リテ調達サレタル場合共

ニ金融市場及ボシタル顯著ナル影響

ハ官公營事業ノ繰延繰上又ハ新ナル起興ヲ決定スル為

當局ニ於テ使用シタル指數其ノ他ノ参考資料

九 特許企業又ハ保護企業ニ於テ執リタル類似ノ措置ニ関

スル前右項ニ準スル事項

I-0650

0204

丙 豫 新 規 事 業 の 起 興

五	四	三	二	一	事業開始事業種目
					事業期間
					事業費概算
					労力費概算
					費用概算
					平均使用資金額
					人員数
					方法
					其 他

備考 (ハ)ニ関スル事項ニ就テハ其他ノ欄ニ註(リ)註(ロ)等ノ
記号ヲ附シテ別記スルコト

I-0650

0276

第一輯

失業保護ニ関スル施設要綱

(大正七年十二月十日内務大臣、諮問ニ付シ)
大正八年三月三日救済事業調査会、答申)

- 一 内務省ニ於テ定期若ハ臨時ニ事業界及労働市場ノ状況ニ関スル報告ヲ徴シ之レヲ綜合シテ地方其他必要ナル向ニ通報シ労働需給調節ノ資料ニ供スルコト
- 二 地方ニ於テハ成ルヘク官民共同ノ協議會ヲ組織シ失業保護ニ関スル實行方法ヲ定メ必要アル場合ニハ更ニ方面委員ヲ置キ調査及實行ニ當ラシムルコト
- 三 都會ニ於テハ公共團體又ハ公益團體ノ經營ニ係ル職業紹介所ノ設置並ニ擴張ヲ獎勵シ紹介所相互聯絡ヲ保フニ努メシムルコト
- 四 事業主ヲシテ左記事項ヲ實行セシムルコト
- 五 事業縮小等ノ為従業員者ヲ解雇スル場合ハ時間短縮

其ノ他ノ方法ニ依リ成ルヘク一時ニ多數ノ解雇ヲ為サシムル様努ムルコト

- 四 解雇ノ已ハ得サル場合ハ相當期間ヲ置キテ之ヲ豫告スルコト

- 五 解雇者ニハ相當ノ手當金ヲ支給スルコト
- 六 手當金ニ於テハ成ルヘク解雇手當準備金ヲ蓄積スルコト

五 政府ニ於テハ失業保護ノ目的ヲ以テ左記事項ニ留意スルコト

- 一 道路河川鐵道等ノ諸工事ヲ起シ又ハ繰上ラナスコト
- 二 陸海軍工場其他工場ノ事業按配ヲ為スコト
- 三 開墾助成ヲ為スコト
- 四 公共團體ニ於テモ同様ノ趣旨ニ依リ事業ノ按配ヲ考

處スルコト

六 失業者ノ種類ニ依リテハ歸農ヲ奨メ又ハ開墾地殖民
地並ニ海外ニ移住スルコトヲ勸奨スルコト

七 失業者ノ移住其他必要アル場合ニハ旅費ノ補給船車
賃ノ割引其他便宜ヲ與フルコト

八 労働者ノ自制ヲ促シ貯蓄ヲ奨励シ事業主ヲシテ相當
援助ノ方法ヲ講セシムルコト

九 共済組合ノ設置ヲ奨励シ失業保護ノ施設ニ努力セシ
ムルコト

十 前記各弊ノ事業ヲ遂行スル為必要アル場合ニハ政府
ニ於テ低利資金ノ融通其他相當助成ノ方法ヲ講スル
コト

失業者救済ニ関スル件

大正十二年九月二十一日 社登ニ部第
(一九七号社会局長官ヨリ各省次官ヘ)

震災ニ因リ東京府及神奈川県ニ於テハ失業者ヲ出スコト頗ル
多数ニシテ之カ救済ハ極ノテ喫緊ノ要務ニ有之政府ノ財政
方針ト矛盾セサル範圍ニ於テ左記方針ニ依リ失業者ヲ救済スル
コトニ次官會議ニ於テ承認ヲ得候ニ付テハ事情ノ許ス限り適當
御措置相成度

尚ホ人ノ場合ハ社会局内中央職業紹介事務局ニ御申込相成度
申添候

記

一 罹災地ニ於テ施行スヘキ建築土工等ノ事業ハ政府直管ニ
係ルモノハ此際速ニ之ヲ施行シ公供團體ニ属スルモノモ亦此際速

ニ之ヲ施行セシムルコト

一 各省所管官營事業ニシテ本年度施行スヘキモノハ此際成
ヘク繰上ケ施行スルコトトシ特別ノ事由ナキ限り罹災地ノ失業者
ヲ採用スルコト

一 罹災地ニテ消滅シタル官營事業ニシテ地方ニ工場ヲ有スルモノハ
成ルヘク此際解雇ヲナサス之ヲ地方工場ニ移動セシムルコト

一 府縣ニ於テ本年度豫算ニテ施行スヘキモノハ成ルヘク此際施行
セシメ罹災地ノ失業者ヲ之ニ充テシムルコト

一 地方ニ移動スル失業者及其ノ家族ニハ無貨輸送ヲナスト同時
旅費ノ貸付ヲナスコト

一 職業紹介事業ノ普及充実に計ルコト

4

分類 I 4.2.0.6)

611,50843

文書課長

公 信 案

文書課發給 昭和參年參月拾六日發給

主 會計課長 事務官 (起草大正昭和參年參月拾五日)

普通第 〇 〇 號 大昭和參年參月拾六日 日附 附屬書 通

受信 社會局長官

人名 長岡隆一郎

件名 失業前保護施設費返還件

綴 本三郎失業前保護施設費返還件
名 込 甲三郎

發信 人名 出湖外務次官

昭和三年二月六日附収社第二二號ノニヲ以テ省
款ノ件ニ關シテ照會アリシ処當省協議款ノ大部
分ハ海外ニ於テ消費セラル又ハ外務省ニ於テ

公 信 案

外 務 省

(乙 號用紙) 國 印

多人数ヲ使用スル何等事業モナシ 送テ市興會事
項ニ對シ的確ニ該當ナル報告資料 ナシ且テ社用品
ニテ不意ノ物品ハ失業前保護ノ精神ニ基キ
可成失業時財ニ購入スル様注意シ居レリ
右同否久

外 務 省

I-0650